

質問に対する回答

案件名称	道路の整備方針等検討業務委託
------	----------------

番号	質問	回答
1	1) 手持ち業務量について 技術提案説明書 13 ページ目の 13) には「参加表明書提出後及び契約締結後の履行期間中に配置技術者の手持ち業務量が契約金額で 5 億円、件数で 10 件未満となるようにすることとし～」とございます。こちらについて、下記 2 点ご回答願います。 ① 履行期間中の手持ち業務量制限の対象となる配置技術者は管理技術者のみと考えてよろしいでしょうか。担当技術者も対象となる場合は、参加表明で提出している担当技術者 1、2 が対象であり、契約締結後に追加で担当技術者を配置する場合は、追加の担当技術者については対象外と考えてよろしいでしょうか。 ② 技術提案説明書 6 ページ目の「③配置予定技術者の参加表明時点での手持ち業務量」に「すべての手持ち業務量(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者」との記載がある通り、参加表明時点での手持ち件数制限は 10 件未満となっております。仮に参加表明時点の手持ちが 9 件の場合、本業務を受注した場合は手持ち件数が 10 件となります。 契約締結後の履行期間中も 10 件未満となるように記載されていますが、こちらは「本業務を除いた件数が」ということでよろしいでしょうか。 それとも、本業務を受注したことで手持ち件数が 10 件となった場合は、他業務の管理・担当技術者から抜く必要があるということでしょうか。	・質問①について 説明書 6 ページの③配置予定技術者の参加表明時点での手持ち業務量<管理技術者、担当技術者 1、担当技術者 2>に記載のとおり、参加表明時点での手持ち業務量を審査対象としています。 ・質問②について 説明書 6 ページの③配置予定技術者の参加表明時点での手持ち業務量<管理技術者、担当技術者 1、担当技術者 2>に記載のとおり、参加表明時点での手持ち業務量を審査するものであり、本業務を受注件数に含めるものではありません。

2	2) 参加表明書への添付書類について 規定業務実績を提出する際、テクリスや仕様書等の証明書類の添付が必要となっておりますが、企業及び複数の技術者で同じ業務実績を使用する場合、証明書類の添付は共通で1部でよろしいでしょうか。それとも、企業・各技術者別に証明書類を添付する必要があるでしょうか。	・参加表明書への添付書類について 企業及び複数の技術者で同じ業務実績を使用する場合、証明書類の添付は共通で1部で問題ありません。
3	3) 押印について 参加表明書及び技術提案書に代表者印の押印は不要と考えてよろしいでしょうか。押印が必要な書類がございましたらご教示ください。	・押印について 参加表明書及び技術提案書ともに押印不要です。